

番号：130805

国名：ベトナム

担当：ベトナム事務所

案件名：母子健康手帳全国展開プロジェクト終了時評価（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：全体 2013年9月中旬から2013年10月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.47M/M、合計 0.97M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	14日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数：正1部、写1部
- (3) 提出期限：8月28日(12時まで)
- (4) 提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針：

1) 業務方針の的確性	3点
2) 業務方法の整合性、現実性等	6点
3) 当該業務実施上のバックアップ体制	1点
- (2) 業務従事者の経験能力等：

1) 類似業務 <sup>注1)</sup> の経験	45点
2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域 <sup>注2)</sup> での業務経験	9点
3) 語学力 <sup>注3)</sup>	18点
4) その他学位、資格等	18点

(計100点)

注1) 類似業務：各種評価調査

注2) 対象国／類似地域：ベトナム／全途上国

注3) 語学の種類：英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種：なし

### 6. 業務の背景

近年、ベトナムでは、政府による保健医療改革、また経済成長による副次的効果及び各国ドナーの援助によって、5歳未満児死亡率、妊産婦死亡比、平均余命等の全国平均の保健基礎指標は年々改善されてきている。ベトナム政府は乳児死亡率(2000年36.7/1000出生→2010年25/1000出生)、5歳未満児死亡率(2000年：42/1000出生→2010年：32/1000出生)、5歳未満児栄養失調率(2000年33.8%→2010年20%未満)等、ミレニアム開発目標(MDGs)を実現するために、さらなる母子保健の状況改善に向けた取り組みを進めている。

一方、こうした状況の改善のために、政府機関、ドナー等により、独自のモニタリング用冊子やカード、パンフレット等が開発・導入され配布されている。しかし、保健省が求める標準を満たさない異なる複数の様式が併存する、多くの冊子の対象は妊産婦用、又は子供用であり妊娠前から乳幼児期を継続的にモニタリングできない、紛失しやすい、といった課題があり、母子保健サービスの早期改善を目指す保健省にとっては、この状況は障害になりかねないとの認識があった。

このような状況の下、保健省は、我が国のNGOが南部のベンチェ省等一部の地域において、1998年から導入・普及した母子健康手帳の有用性と展開効果に着目し、上記課題の解決を図るために、母子健康手帳の全国レベルでの導入を検討、これにより、妊産婦死亡比や栄養失調率を改善するとともに、母子保健へのアクセスが難しい地域との連携を強化し、点在している類似ツールの使用を止め、全国標準となる母子健康手帳を普及させることを検討している。一方で、全国展開前に、まず地域特性の異なる複数の省でパイロットとして試用し、その有効性及び効率性を実証し、その結果を踏まえて、全国普及に適した内容への改訂、普及方法の改善等を行うことが必要と判断しており、ベトナム政府は、我が国に対し、本技術協力プロジェクト「母子健康手帳全国展開プロジェクト」を要請した。

本プロジェクトは、まず条件の異なる地域・社会グループを抱えるベトナムの代表的な4省(ディエンビエン省、ホアビン省、タインホア省、アンザン省)を対象に母子健康手帳を導入し、各対象省の保健局(Department of Health-DOH)を中心とした保健行政組織のマネジメント及びモニタリング機能強化、研修・モニタリング活動、実施プロセス・効果の評価活動等の強化を図り、当該パイロット4省での経験及び評価結果を基に、全国標準となる母子健康手帳及びガイドラインを完成させ、全国展開に向けたプロモーション活動及びアドボカシー活動が開始されるという、2段階構造のプロジェクトである。

本プロジェクトは、保健省母子保健局をカウンターパート(C/P)機関として、2011年2月より2014年2月までの3年間の予定で実施されており、現在、2名の(長期)専門家(チーフアドバイザー、業務調整/母子保健)を派遣中である。

今回実施する終了時評価調査は 2014年2月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、「新 JICA 事業評価ガイドライン第 1 版」に沿って、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備 (2013年9月中旬~9月下旬)

- 1) 既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- 2) 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- 3) 評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P機関、その他ベトナム側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(英文)を作成する。
- 4) 対処方針会議等に参加する。

### (2) 現地派遣 (2013年9月下旬~10月中旬)

- 1) JICAベトナム事務所等との打合せに参加する。
- 2) プロジェクト関係者に対して、「新 JICA 事業評価ガイドライン第 1 版」に基づいた評価手法について説明を行う。
- 3) ベトナム側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- 4) 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。

- 5) 国内準備並びに上記2)及び3)で得られた結果をもとに、他の調査団員及びベトナム側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書(案)(英文)の取りまとめに協力する。
- 6) 調査結果や他団員及びベトナム側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び P0 の修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。
- 7) 評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成に協力する。
- 8) 協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。
- 9) 現地調査結果の JICA ベトナム事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間(2013年10月中旬～10月下旬)

- 1) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。
- 2) 帰国報告会に出席、担当分野に係る報告を行う。
- 3) 終了時評価調査報告書(和文)について、担当分野のドラフトを作成する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)～(3)のすべてとする。

- (1) 評価報告書(英文)
- (2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書(案)(和文)
- (3) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

上記(1)～(3)については、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します(見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい)。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

1) 現地業務日程

機構職員の現地調査期間は2013年10月6日～2013年10月12日を予定しています。本業務従事者は、機構職員の現地調査期間に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

2) 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ・ 総括(JICA)
- ・ 協力企画1(JICA)
- ・ 協力企画2(JICA)
- ・ 母子健康手帳(JICA)
- ・ 評価分析(コンサルタント)

3) 便宜供与内容

当機構ベトナム事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ① 空港送迎  
あり
- ② 宿舎手配  
あり

- ③ 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- ④ 通訳備上  
英語⇄ベトナム語の通訳を提供
- ⑤ 現地日程のアレンジ  
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行
- ⑥ 執務スペースの提供  
プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を電子情報にて共有します。ご希望の場合は当機構ベトナム事務所の担当職員宛て（Chu Xuan Hoa TEL:+84-4-3831-5005、内線：146または [ChuXuanHoa.VT@jica.go.jp](mailto:ChuXuanHoa.VT@jica.go.jp)（cc.事務所代表アドレス：[vt\\_oso\\_rep@jica.go.jp](mailto:vt_oso_rep@jica.go.jp)））へお問い合わせください。

- ・ 中間レビュー調査報告書
- ・ PDM（最新版）

(3) その他

- 1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます（冒頭留意事項参照）。

以上